

## 特定建設作業の実施の届出

市内で特定建設作業を伴う建設工事をしようとする者は、**特定建設作業の開始の日の7日前までに**、市町村長に届け出なければならない。

届出様式については別紙の様式を用い、2部（正本・副本 各1部）作成し提出する。

## 罰則

無届け、または虚偽の届出をしたら、行為者とその法人または人に対して罰金。

騒音規制法では**3万円以下**、振動規制法では**10万円以下**。

## 特定建設作業

特定建設作業は下記の機械を使用する作業。

騒① くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）

騒② びょう打機

騒③ さく岩機 ※注1

騒④ 空気圧縮機（電動機以外で原動機の定格出力15kW以上。）

（ただし、騒音③の動力として使用する作業を除く。）

騒⑤ コンクリート（混練機の混練容量0.45m<sup>3</sup>以上。）

アスファルト（混練機の混練重量200kg以上。）プラント

（ただし、モルタルを製造するためのコンクリートプラントを除く。）

騒⑥ バックホウ（原動機の定格出力80kW以上。）※注2

騒⑦ トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上。）※注2

騒⑧ ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上。）※注2

振① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）

くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）

振② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊

振③ 舗装版破碎機 ※注1

振④ ブレーカー（手持式のものを除く。）※注1

（※注1 ただし、騒③、振③、④については1日で連続的に50m移動するものを除く。）

（※注2 ただし、騒⑥～⑧について環境大臣が低騒音指定するものを除く。）

環境大臣が低騒音指定するものとは・・・

「97基準値の低騒音型指定」を受けているものと/orを指し、左記のシールが貼り付けてあるものである。



※ 「建設省指定'89の低騒音型指定」については、低騒音指定に該当しないため、一定規模以上のものについては特定建設作業の届出が必要となる。

## 規制区域

特定建設作業の規制区域は市内全域。

## 規制基準

1 敷地境界で既定値以下。

騒音 ・・・・・・ 85db。

振動 ・・・・・・ 75dB。

2 作業時刻 ・・・ 午前7時～午後7時。※注3

3 作業時間 ・・・ 1日10時間以内。※注3

4 作業日数 ・・・ 連続6日以内。

5 作業日 ・・・ 平日（日曜・祝祭休日以外）。

（※注3 ただし、騒音規制法と振動規制法の2号区域について、騒音規制法又は振動規制法に規制される作業については、作業時刻は午前6時～午後10時、作業時間は1日14時間以内。）

## 規制法令（法律・条例）

騒音規制法又は振動規制法に該当する特定建設作業